

(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和6年度)

給 与 費	実績なし
-------	------

3 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
事務職	大学卒	220,300 円 県職員より4号給下位 (行政職1級25号)
	高校卒	188,300 円 県職員より4号給下位 (行政職1級5号)

5 職員手当の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.250 月分</td> <td>0.925 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.250 月分</td> <td>0.925 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.500 月分</td> <td>1.850 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.250 月分	0.925 月分	12月期	1.250 月分	0.925 月分	計	2.500 月分	1.850 月分			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
6月期	1.250 月分	0.925 月分														
12月期	1.250 月分	0.925 月分														
計	2.500 月分	1.850 月分														
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.270750 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) * 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、 定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。</p> <p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	区 分	自己都合	早期退職・定年													
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分														
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分														
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分														
勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分														
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	[令和6年度実績] 支給実績なし															

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	<p>県の一般職の職員の例により支給する。</p> <p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<p>ア 扶養親族（子及び配偶者を除く） ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり</p> <p>6,500円 8級：3,500円 9級：支給しない</p>
		<p>イ 子</p> <p>11,500円</p>
		<p>ウ 配偶者 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職には支給しない。</p> <p>3,000円</p>
		<p>満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>1人につき 5,000円を加算</p>
		<p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	<p>ア 借家・借間居住者</p> <p>家賃の額に応じ、 最高 27,000円まで支給</p>
		<p>イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者</p> <p>借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>
		<p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700円から 53,100円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用者	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。）  (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1ヶ月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[令和6年度実績] 支給実績なし	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。  〔令和6年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）			
区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	日額 13,810 円	6月期 該当なし 12月期 該当なし	監事による監査報酬は1回30,000円
副理事長	0 円		
理事	日額 9,900 円		
監事	日額 9,900 円		
〔令和6年度実績〕			
①常勤役員 支給実績なし			
②非常勤役員			
支給総額		支給者数	1人当たり 平均支給月額
97,220 円		3 人	2,701 円
7 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区分	変更内容		変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 220,300円 高校卒 188,300円	大学卒 196,200円 高校卒 166,600円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族 (子及び配偶者を除く) 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養 親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正

